

令和2年第4回定例会 文書質問  
 きたがわ 秀和 議員

回 答 書

| I コロナ禍に苦しむ区内事業者等への支援について |   |
|--------------------------|---|
| 質問の要旨<br>①               | <p>[質問1] コロナ禍による事業経営悪化に苦しむ中小零細事業者を支援するための国の支援制度のうち、「持続化給付金」「家賃支援給付金」が来年(2021年)1月15日(但し、必要書類の準備に時間を要するなど、申請期限に間に合わない特段の事情がある場合は1月31日)に申請期限を迎え、「雇用調整助成金の特例措置(緊急対応期間)」も来年(2021年)2月末まで再延長されるが、それ以降は段階的に縮減される方向だ。今定例会の代表質問でわが党は、これら支援制度の継続を国に対し求めるべきではないかと訴えたところ、「国や都の動向を注視し、情報収集に努めるとともに、東京都を通じてのヒアリングで雇用に関する支援などを要望していく」旨の答弁が示されたが、中小零細事業者の多くは、感染拡大「第3波」の到来により売り上げの回復をはじめとして事業経営立て直しに向けての先行きがますます見通せなくなっており、情勢はこの短期間で急激に悪化している。改めて区として、国に対し「持続化給付金」「家賃支援給付金」の制度延長、「雇用調整助成金の特例措置(緊急対応期間)」の再々延長を強く求めるべきと考えるがどうか。</p> |
| 回 答<br>①                 | <p>国の雇用調整助成金が再延長や東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の再実施等、国や都の動きは未だ流動的でございます。区といたしましては、感染拡大「第3波」を受け、今後、国や都の動向を注視し、情報収集に努めるとともに、定期的な東京都とのヒアリングを通じて、雇用に関する支援など、引き続き要望してまいります。</p> <p>(担当所管：産業経済部 企業経営支援課)</p>  |
| 質問の要旨<br>②               | <p>[質問2] 区内事業者を支援するための「緊急経営資金(新型コロナウイルス対策資金)」「小規模事業者経営改善補助金(新型コロナウイルス対応特別枠)」についても、来年3月31日が申請受付の期限となっている。12月10日(木)の産業環境委員会で、これらの施策の期間延長を求めたわが党の質問に対</p>  |

|                    |  |
|--------------------|--|
|                    | <p>し、産業経済部長からは「区内経済を回す方向での支援策を進める」旨の答弁が示されたが、収束の時期も含めて新型コロナウイルス感染拡大をめぐる今後の推移が見通せていないもとの、「あだち 30 買い物券」事業など区内経済を回していくための施策推進と並行して、これらの支援策を来年 4 月以降も継続していく方向で検討を進めるべきではないか。</p>   |
| <p>回 答<br/>②</p>   | <p>団体等の意見交換から、区といたしましては、「あだち 30 買い物券」事業など、区内経済を回していくための支援を中心に進めてまいります。また、既存の「緊急経営資金」及び「小規模事業者経営改善補助金（新型コロナ対応特別枠）」につきましては、申し込みは減少傾向であり、現在のところ、継続する考えはありません。令和 3 年度以降は、社会情勢や区内の景気状況を注視しながら、必要な対策を検討してまいります。</p> <p>(担当所管：産業経済部 企業経営支援課)</p>  |
| <p>質問の要旨<br/>③</p> | <p>[質問 3] 困窮学生に対する区としての支援策の検討状況について、①どのような支援策を考えているのか、②支援策の実施時期の見通し、について伺う。</p>  |
| <p>回 答<br/>③</p>   | <p>新型コロナウイルス感染症の影響による経済的理由で大学等の修学が困難になった学生への緊急支援として、育英資金の特別貸付を 5 月 18 日から 12 月 15 日まで行い、令和 3 年度の継続貸付の案内も行っております。また、新型コロナウイルス感染症の経済的影響が大きいことから、さらに、10 月 21 日から特別貸付者に対して免除条件付緊急貸付の拡充も併せて行っております。今後の区の育英資金緊急対策については、国や各大学における支援状況を把握し、区として支援すべき内容を判断してまいります。</p> <p>また、育英資金緊急対策などで、学生が学業に集中して励む環境を整えているため、現在のところ八王子市の「臨時学生等雇用促進奨励金」や愛媛県松山市の「学飯プロジェクト」のような、学生支援策は考えておりません。</p> <p>(担当所管：学校運営部 学務課、産業経済部 企業経営支援課)</p> |